

## 「ヒールの素顔」

大塚 喜子

大矢登志子氏の書き下ろし【ヒールの素顔】を巡るプライバシー裁判の判決言い渡しの冒頭で裁判長は

「小説は事実に基いているが、原告の利益に反したのは明らかである。被告に犯意はなくも、結果に於いて原告の利益を侵害したのは犯罪である」として、原告の申し立てを受け入れ、本の出版を差し止めた。被告側の矢野氏と出版社がこの判決を受け入れて、本件は結審した。

原告の覆面プロレスラー「力道」こと山田道三氏（三十四歳）は、リング上の悪逆無道ぶり（ヒール）で絶大な人気があった。試合は毎週土曜日午後八時からテレビ中継される迄になっていた。

が……覆面を外した山田氏が児童養護施設に、図書や物品の寄付、課外活動の補助等々に心血を注ぐ慈善活動家であることは殆んど知られていなかった。これを知って感動した矢野氏は、この感動を全国のレスリングファンと分かち合いたいと思い、自らの執筆の筆を止め、取材を重ねて書いた原稿【ヒールの素顔】を出版社に持ち込むと、幸運にもプロレス好きの敏腕編集者の目に留まり、矢野氏は、アレヨアレヨという間にベストセラー作家の仲間入りをしたが……思わぬ現象が起こった。

「力道」さんの悪役非道ぶりに魅かれていたファンがアレヨアレヨと言う間にプロレスから離れたのだ。結果「力道」さんの試合の出番はなくなり、自らが経営していたジムも閉鎖に追い込まれ、慈善活動も頓挫した。「力道」さんは関係者と相談の上、「プライバシー」の公表により、自身の生活が脅かされたとして本の差し止めを求めた。

裁判は「原告の生活が優先されるべきか、被告の権利が優先されるべきか」が争われた。

「善意ではあっても、善人を追い詰めるのは犯罪である」と言う名言を残して結審した。矢野氏が手にするはずだった著作権料は消滅し、「力道」さんはリングに上がることなく、結果ボランティア活動の継続も出来なくなった。了